

逆転無罪

少年は
なぜ
罪に陥れられたか

読売新聞大阪社会部



ぎやくてん む ざい しょうねん つみ せつし
逆転無罪 少年はなぜ罪に陥れられたか

よみうりしんぶんおおさかしやかい ぶ
読売新聞大阪社会部

© Yomiuri Shinbun Ōsaka Shakaibu 1994



講談社文庫

定価はカバーに
表示してあります

1994年1月15日第1刷発行

発行者——野間佐和子

発行所——株式会社 講談社

東京都文京区音羽2-12-21 〒112-01

電話 出版部 (03) 5395-3510

販売部 (03) 5395-3626

製作部 (03) 5395-3615

Printed in Japan

デザイン——菊地信義

製版——慶昌堂印刷株式会社

印刷——豊国印刷株式会社

製本——加藤製本株式会社

落丁本・乱丁本は小社書籍製作部あてにお送りください。
送料は小社負担にてお取替えます。なお、この本の内
容についてのお問い合わせは文庫出版部あてにお願いい
たします。(庫)

ISBN4-06-185583-2

本書の無断複写(コピー)は著作権法上での例外を除き、禁じられています。



290009

日文 701578069



講談社文庫



日本財団支援

笹川良一記念文庫

財団法人日本科学協会

講談社

目次

第一章 被告からの手紙

9

「絶対に無実なんです」 10

新聞記者のカン 16

妊婦暴行殺人事件 19

内縁の夫が「犯人」を追いつめた 23

消えた「五つの殺人事件」 27

第二章 説得力のない一審判決

31

疑問を避けている判決文 32

冒陳は「虚構の構図」か 34

起訴事実を公判で否定 38

検察は有期最高刑を求刑 42

血液型は不一致ではないか 46

第三章 予断を持った捜査

51

控訴審の力強い弁護団 52

取材班も本格始動 56

緊急逮捕の必要性はあったのか 58

供述調書はそろったが 62

自白への疑問 68

第四章

自供はウソだ

75

四十九枚の手紙の迫真力 76

決して忘れることができない体験 84

矛盾だらけの供述調書 89

被害者の乳房を噛んだのは誰だ 95

鑑定結果は無視された 97

第五章

アリバイ証人を見つけた

101

脅迫されたアリバイ証人 102

「良心の証言」 105

泣き寝入りはさせない 110

もう一人の証人は与論島に
友を裏切った苦しさ 122 115

第六章

無罪が見えてきた

129

「つらいから控訴はしない」 130

「実名報道でお願いします」 143

希望あふれる四人の年賀状 146

「脅し」を否定する刑事 149

一審検事の証言に新たな怒り 154

第七章

正月は悲しかった

159

四人は自ら無罪を訴えた 160

検察の「隠し玉」はなかった 167

「明々白々の無罪」を主張 171

判決の日が決まった 175

「早く母親の手料理を食べたい」 177

第八章 逆転無罪判決

181

七年間、待った言葉 182

裁判長は捜査官の誘導を批判 185

「ウソついたら恥ずかしい人間になってしまふ」 187

無罪判決を認めたくない人びと 191

当然の上告断念 193

第九章 ボクも無罪や

197

新たな闘い再審請求 198

被告の能力を承知の上での誘導 200

仮出所目前の祖母の死 207

再審は決定したが…… 210

ついに検察も即時抗告を断念 213

第十章 失われた青春 219

なぜ公訴取り消しをしない 220

常識はずれの論告・求刑 224

裁判長から異例の「謝罪の言葉」が 226

いま、ささやかな幸福を 230

終章 法曹の反省 237

市民が被告になる時 238

松尾事件の教訓は？ 239

悔やみきれない「一度の自白」 243

法曹からの提言 246

あとがき 252

文庫版へのあとがき 255

単行本は一九九〇年七月 小社刊

第一章 被告からの手紙

「絶対に無実なんです」

一通の封書が、読売新聞大阪本社社会部を経て司法記者クラブ員の私たちに届いたのは、昭和五十九年四月十七日だった。

差出人を示す住所——大阪市都島区友渕町一の二の五——がどこを示すかは、司法記者の私たち三人には即座にわかった。それは大阪拘置所である。だが「小池久也」という発信人の名前は、心当たりがなかった。

「拝啓、突然のお手紙で失礼致します」

こう始まる手紙は便箋七枚にわたっている。一枚一枚に、拘置所職員が発信のさい検閲したことを示す、桜の花びらの中に「大」の字を刻した「桜マーク」の印が押されていた。

以下、その全文である。

〈拝啓、

突然のお手紙で失礼致します。

貴社の「読売新聞」を毎日拝読致しております。

私、現在、大阪市都島区の大坂拘置所に強姦殺人の罪をかぶって、拘禁されております。

氏名、小池久也、昭和三十五年五月三日生れ（二十三歳）です。

本籍、大阪府××市内で母親と兄一人が住んで居ます。

此の度突然このような形でお手紙を書きましたのは、とに角私の無実を晴らして戴きたいのです。

この事件は昭和五十四年一月二十一日に大阪府貝塚市にて起こりました。

深夜の十二時前頃、南海電車、二色の浜駅から電車をおりて帰宅途中の当時二十七才の女性が畑のビニールハウス内にて強姦殺人、つまり絞殺されていたのです。

その事件当日から約一週間後ぐらいの一月二十九日（注 正しくは二十七日）、突然、貝塚署の刑事が家に来て有無を言わずに私他四名も引っ張られて来ておりました。

私をふくめて全員で五名、この事件の「犯人」として、やってもいない強姦殺人事件の犯人に仕立てられてしまいました。

当時、私は十八才でした。

それから約二週間と言うものは、取り調べという名のもとに有りとあらゆる拷問を受け、毎日毎日殴られ蹴られ、このまま殺される!! 死んでしまふ!! と思うぐらいきつい拷問が続きました。

そんな恐怖から一日も早く逃れたいという気持ちと、いづれ「真犯人」が見つかるだろうと言ふ安易な気持ちで調書に指印を押しました。

毎日殴^どつかれコツかれて『自供』デッチ上げの調書に指印を押してしまったのです。虚偽の自白です。

その後私の申し立ても全く聞き入れてもらえず今までに百回以上の公判があり判決が出ました。

昭和五十七年十月二十八日、求刑十二年!! そしてその後の昭和五十七年十二月二十三日、判決十年を言い渡されました。

もちろん直ぐ控訴致しました。「昭和五十八年一月四日付け」!!

その悪夢のような不当逮捕から、堺の拘置所に四年、昨年五十八年五月に現在の大阪拘置所に移送されて現在に至っております。

ざっと簡単に事情を説明させて戴きましたが、この他にも聞いてもらいたい事は山程あります。

又、無実を証明するアリバイや証人等も何人かおりますが、それもすべて信用してもらえず情けないばかりです。

すでに事件から五年以上の歳月が流れましたが、他の共犯者も意気消沈し、チームワークも乱れてきたように思います。

今までの数え切れない程の公判をふり返りますと、この事件には私自身思うことなのです。が、腑に落ちない『変』なところが数多くあるように思ふのです。

殺された女性は当時、妊娠していたことがわかったのですが、その女性と同棲していた男性のことですが、私たちの五人の中の一人で植月昇と言う者（当時十八歳、少し知恵遅れのような感じの者で皆んなが連行される前に男に植月昇を海岸ぶちに連れて行かれ他のヤクザ風の二人、計三名に代わるがわる暴行を受け、その三人の人達に脅かされ用意されていた紙に「あの女性を殺したのはボク達です」と書かされたのです。

その後、その内縁の夫が警察に植月昇をつき出したのです。

そして次々に私たち遊び仲間四人が連行されたのです。

内縁の夫という男に脅かされた時に植月は指を切られ、その流れる血で指印を押しているのです。

それから警察に行ってみて気付いたのは、私が行った時には、もうすでに調書は出来上っておりまして。その調書の中には私達五名が次々に輪姦しているという風に書かれました。

死亡検査鑑定書には、検出された精液は（A型）だけだと言うことです。

もし調書に述べられているように全員が輪姦しているのであれば（A型）も（AB型）もすべて検出されなければいけないはずですよ。（五名の血液型）

今後の裁判では弁護士の先生もそのところをついてゆくと書いております。

私は誰が何と言おうと絶対に無実なんです。

これから後何年かかるかわかりませんが、いくらかかっても、最後!! 最高裁までもってゆくつもりでしております。

今から思えば警察の暴行拷問に負け無謀な権力に屈して自白した自分を恥じております。デッチ上げの調書を作成した刑事、それとこんな警察の間違った捜査の方針を許すことが出来ません。

ぬれぎぬを着せられた貧困な者、弱い者は権力に泣き寝入りするのは情けない次第です。断じて許されない事だと思つのです。

こんな名も知らぬ一介の男の私たちについてやす時間などはないと思いますが一度最初から調べ直してくればこの事件の事はすべてはつきりすると思ひます。

突然にこのようなことを文面にてお願い致すことは誠に失礼かとは思ひましたが今はワラをもつかむつもりで貴社にお願いした次第です。

何如(注 何卒 なにぞや) お力添いの程を切に切によりしくお願い致します。

必ず「真犯人」は捕まると信じております。

心からお願ひします。

調査をやり直して下さい。

弁護士の先生は山本浩二先生です。

尚、次の公判日は五月一日午前十時か十一時かどちらかです。大阪高等裁判所十階一〇〇一

号法廷にて行なわれます。その次の公判日もきまつておりますので、五月十七日に午後二時に同じ法廷にて行なわれます。

何如（注 何卒）今後共よろしくお願い致します。

敬具

編集長様

小池久也

昭和59年4月16日

（ルビ、注以外は原文のまま）

新聞社には、宛書きにある「編集長」というポストはない。「編集局長」とするか、社会部でいうなら「社会部長」だ。この手紙の主は、新聞社の内情などには詳しくないのだ。

私たちの元に桜マークの手紙が届くのは珍しくない。多くは無実を訴え、裁判の不公平を恨み、弁護士が自分の言い分を聞いてくれない、不熱心だとなるものである。専門家顔負けの難解な法律用語を駆使しているものもある。

そのたびに、私たちは関係者に裏付けの取材をするが、訴えはたいがい、すぐに底が割れ偽りと判明してしまうものがほとんどだ。

「彼はまたそんな手紙を出しましたか。放っておいたほうがいいですよ。私も迷惑しているんですから」